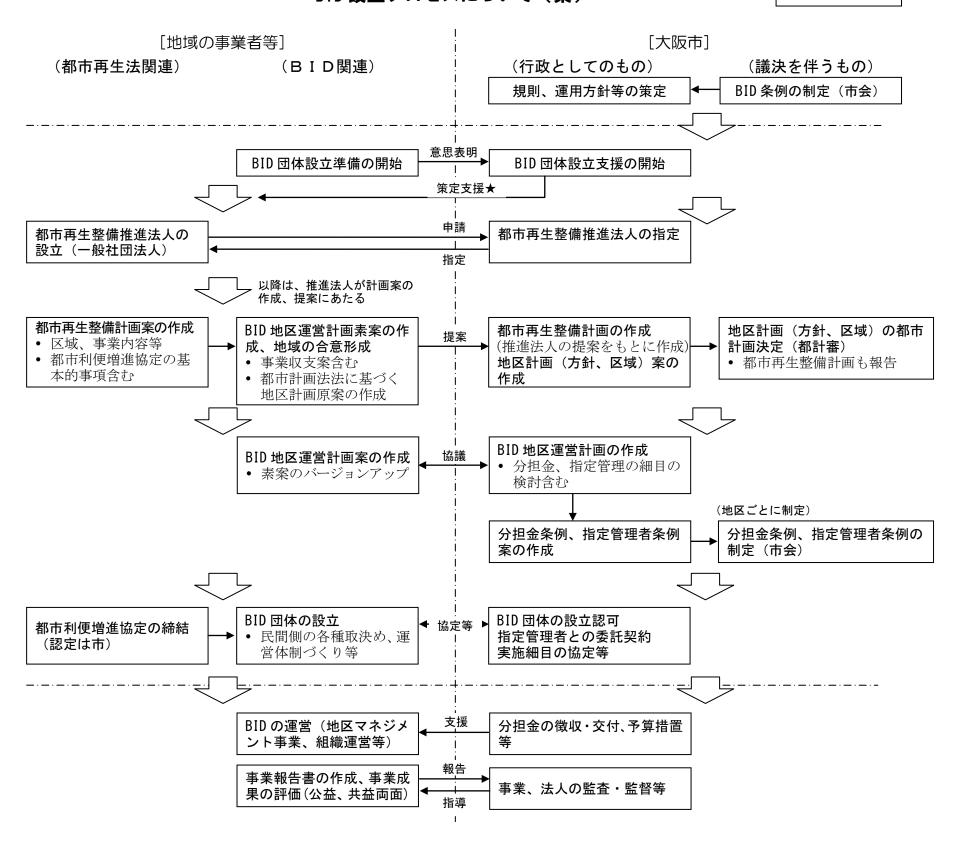
# BID 設立プロセスについて(案)



#### \*1 都市再生整備計画(特措法46条1項)

市町村が都市再生基本方針(特措法 14 条)に基づき作成できる対象区域への公共公益施設の整備計画で、民間主体によるまちづくりの取組みやエリアマネジメント等を位置づけることが可能。

# \*2 都市利便増進協定(特措法72条の3)

都市再生法施行規則で定める都市利便増進施設(道路、公園、広場等)の一体的な整備又は管理に関する協定。都市再生整備計画に規定された区域内の地権者ら が締結し、市町村が認定(特措法 72 条の4)。

### \*3 BID 地区運営計画(市BID条例に位置付けを想定)

都市再生整備計画に定めた地域のエリアマネジメントに関して、具体的な取組み内容や位置づけ、財源を含めた事業収支などを定めた計画。民間側からの提案に基づき市町村が作成し、その収支計画に応じて分担金や指定管理にかかる細目を策定することを想定。

# \*4 地区計画:(都計法12条の4)

特定の地域を対象に、地権者の一定の合意のもとで、地域が良好な環境となるよう市町村が定める整備、開発及び保全する計画。大阪版BID制度では、BID地区を定める区域や地権者・事業内容などのエリアマネジメント方針についても、地区計画に定めることを想定。(地区計画は都市再生整備推進法人が素案を作成して市に要請し、要請を受けた市が案を作成の上で、都市計画審議会の承認を得て決定)

# ★策定支援

「大阪市まちづくり支援制度」をベースに BID 団体の設立に向けた支援制度の創設を検討

「大阪市まちづくり支援制度」とは、地域の実情に応じたまちづくりを推進するため、住民等による自発的なまちづくりを支援する制度

内容: ①まちづくりアドバイザーの派遣 (2年間を限度)

- ②まちづくりコンサルタントの派遣 (3年間を限度)
- ③まちづくり活動費の助成(5年間を限度)